

藝大食堂ギャラリー 利用規定

2021年度版

1, 実施可能な展覧会の種別

藝大食堂ギャラリーでは次の展示による利用ができます。

- ・学生自主展覧会 ・研究室による展覧会 ・専攻による展覧会 ・卒業生や修了生による展覧会
- ・東京藝術大学としての展覧会 ・学内イベントに合わせた展覧会 ・藝大食堂 自主企画展

※利用においては、各専攻の教育研究成果発表に関わる展示が優先されます。

※外部団体等が主催する展覧会については、東京藝術大学教員の推薦を必須とします。

2, 展示プランの提出について

- ・展覧会実施責任者(企画者)は所定の情報を藝大食堂の確認の上、大学に提出してください。
- ・専攻・研究室等の教員が主催に関わる企画の場合も展示プランをご提出ください。

3, 展示プランについての協議

- ・展示プランは、展覧会実施責任者(企画者)と藝大食堂との間で協議をして調整します。
- ・火気や水、土などの自然物(形状による)、生き物・異臭を放つもの、膨大な電力を使用するもの、来館者に対して安全の確保が保証できないもの、公共良俗に反するもの、藝大食堂統括ディレクターと担当者により展示を許可することができないと判断されたもの等の使用は認められません。
- ・二者間で協議がまとまらなかった場合、大学学生課・取手校地事務室・取手校地常勤教員・藝大食堂統括ディレクターで構成されているワーキンググループにて判断します。

4, 利用予約と利用可能日

- ・利用予約は藝大食堂にてギャラリー利用予定をご確認の上、藝大食堂にご相談ください。
- ・原則として1週間(月曜日から金曜日)を1単位(5日間)として利用できます。連続使用できる期間は原則として2単位以内とします。ただし、藝大食堂統括ディレクターが認めた場合はこの限りではありません。
- ・教育研究成果の発表を優先するため、予約の優先は先着順ではなく展覧会の実施主体および主旨・内容に準じて決定します。
- ・展示の公開日は、大学の開校日に準じます。そのため、展示の公開日と搬入・搬出において、藝大食堂の休業日である土・日・祝は原則利用できません。

5, 利用可能時間

- ・搬入・搬出・展覧会のための利用可能時間: 平日10時-17時(17時まで退室)
- ・展覧会会期中、上記時間帯における藝大食堂ギャラリーの開閉は、基本的に展覧会管理者が立会いのもと、藝大食堂スタッフが行います。必要に応じて藝大食堂スタッフのみで開閉を担当することは可能ですが、6に示すとおり展示作品の管理に関する一切の責任を負いません。

6, 展覧会の運営と作品の保守管理

- ・藝大食堂企画展以外のすべての展覧会は、展覧会実施責任者(企画者)や展示者によって、運営管理をしていただく必要があります。
- ・作品の紛失や損壊などについて藝大食堂は一切の責任を負いません。

7, 広報と作品画像などの利用

- ・公開企画の場合、藝大食堂ウェブサイト展覧会情報を掲載するため、必要情報の提供をお願いします。
- ・藝大食堂は展示された作品画像や展示風景を、SNS等を利用した広報や活動広報紙に使用することがあります。写真の使用を希望しない場合は、展示実施前に予めご連絡ください。

8, 藝大食堂ギャラリーの空間や備品の考え方について

- ・利用者は展覧会終了をもって速やかに原状復帰をおこなってください。原状復帰にかかる費用は企画管理者の負担となります。
- ・原状復帰作業の不備により、次の展示者に迷惑をかけた場合については経済的損失について当事者間で話し合うこととします。
- ・空間の損壊、備品の紛失や損壊はいかなる利用があっても企画管理者が弁償する義務があります。
- ・展示において、空間の構造上、どうしてもできない展示があり、その内容を理解したうえで取り組んでいただくことをご遵守ください。
- ・厳禁となる展示例: 天井に穴を開ける・天井から物を吊るす・床に穴をあけるなど

・通常使用とは異なる展示を計画した場合、原状復帰が可能な内容であれば、協議の上で許可することがあります。ただし、現状復帰にかかる一切の経費は使用者本人負担とします。

例：・壁の色を変える・床の色を変える・展示壁の形状を変える

・藝大食堂が保有する照明器具や展示上の道具などは利用できますが、それ以上のものが必要となる場合は、企画管理者が用意することとします。

・作品の売買については2021年度現在保留となっています。

10, その他

・上記利用規約に明記のないことは、展覧会実施責任者(企画者)と藝大食堂ギャラリー間で検討をおこなうこととします。

以 上